～妊婦のための支援給付・伴走型相談支援事業～
（旧 出産・子育て応援事業）

出産までの過ごし方が分からない

身近に頼れる人がいない…

出産時に必要な手続きが分からない

出産の時、上の子の世話はどうしよう

出産や子育てには、どれくらい
お金がかかるのかしら

保育園はいつでも入れるの？

妊娠や子育ての心配ごとに寄り添う

２つの支援を提供します！

専門スタッフによる伴走型の相談支援を行うとともに、
妊娠・出産した方を対象に給付金を支給します

専門スタッフがあなたに合ったサポートメニューを提案します

・妊娠の届出時の保健師・助産師による面談
・助産師・看護師の訪問による相談支援など

妊婦さんや子育て世帯が抱えるさまざまな不安を解消するため、身近で相談に応じ、ご家庭に寄り添う相談支援を実施します。

「妊婦のための支援給付」（計10万円）を支給します！

妊娠届出後に **5万円**

お子さん一人につき
出生届出後に **5万円**

※手続きの流れは裏面をご覧ください。

子育てするなら燕市で！

妊婦のための支援給付　手続きの流れ

（旧 出産・子育て応援事業）

妊娠届出のとき

妊婦のための支援給付
（１回目）
５万円支給

申請書類の提出とともに保健師等の面談を行います。
支給は、申請書の提出から約２カ月後です。

①申請書類の提出

- 妊娠届出書、アンケート
  ※両面に印刷されています。
- 妊婦給付認定申請書

②保健師等との面談

出産までの見通しなどを一緒に確認し、必要な情報を提供します。

妊娠６～８カ月頃

①アンケートの回答

妊娠５カ月頃にアンケート用紙を郵送します。
ご案内の二次元コードから専用フォームにて
必ず回答してください。

②助産師等の訪問による面談（希望された方）

妊娠届出時に希望された方に、事前連絡のうえ妊娠６～８カ月頃に助産師等が訪問します。

出生届出のとき

妊婦のための支援給付
（２回目）
５万円支給

給付金の支給には、アンケートの回答、訪問による面談を受けていただく必要があります。支給は、①～③の終了から約２カ月後です。

出生届出時にご案内をします。

給付金を受けるためには、
以下①～③全てが必要となります。

①申請書の提出

「胎児の数の届出書」を提出してください。
※妊産婦の口座のみ
※出生届出時に手続きをご案内します。後日提出の場合は返信用封筒をお渡しします。

②アンケートの回答

出生届出時にお渡しするご案内の二次元コードから専用フォームにて必ず回答してください。

③助産師等の訪問による面談

事前連絡のうえ、助産師または看護師等が訪問し、赤ちゃんの発育確認や育児相談、利用できる制度やサービスの情報を提供します。
必ず訪問による面談を受けてください。

燕市

※死産・流産された方も1回目・2回目の給付ともに対象です。
申請方法などをご案内しますので、お問い合わせください。

【問合せ】

●給付金に関すること　子育て応援課 こども福祉係 ☎0256-77-8186

●相談支援などに関すること　子育て応援課 こどもサポート相談チーム ☎0256-77-8224